

公正な商取引

マテリアリティ設定の背景

ムラタは、「CSR憲章」や「企業倫理規範・行動指針」において、取引先との適正取引、独占禁止法の遵守、贈収賄その他の腐敗行為の防止などを定め、これらを日々の事業活動や業務の拠り所とし、公正な商取引の実現を目指しています。ムラタの事業がグローバルに展開される中で、社会から信頼を得て健全で持続的な成長を実現するためには、公正な商取引を徹底することが重要であると考え、当マテリアリティを設定しました。

目指す姿

重大な「公正な商取引」違反の発生件数ゼロを維持し、社会から信頼される企業であり続けることを目指します。

公正な商取引に向けたコンプライアンス・プログラム

ムラタは、公正な商取引に関するコンプライアンス・プログラムの導入を推進しており、グローバルに事業を展開する中で、独占禁止法の違反と贈収賄を特に重要なコンプライアンスリスクとして防止に取り組んできました。2014年には、「企業倫理規範・行動指針」を補完するものとして、「カルテル及び贈収賄防止に関するベーシックポリシー^{※1}」（日本語・英語・中国語）を発行し、カルテルと贈収賄に対するムラタの基本姿勢をあらためてグループ全体に対して周知しました。また、独占禁止法違反と贈収賄に関するリスクを実効的に低減するため、グローバルに実施したリスク調査の結果に基づいたルールを制定し、トップメッセージの発信や研修などを通じて社内へ周知・徹底しています。

独占禁止法違反の防止

ムラタでは、カルテル防止のため、(1)必要不可欠な場合を除いて競争会社とは接触しないこと、(2)やむを得ず競争会社と接触する場合には必要な事前承認を得ること、をグローバルなルールとして定め、申請・報告を求める制度をグループ全体で整備しています。また、これらの社内ルール・手続きを記載したガイドラインを作成するとともに、役員・従業員に対して対面またはeラーニングによる研修を実施して周知しています。さらに、申請・報告制度の運用状

況を定期的に確認しています。

独占禁止法の違反行為を防止するためには、このようなルール・手続きをムラタグループ全体で浸透させ、徹底させることが重要であると考えています。今後も、国内外の役員・従業員に対して継続的に啓発・教育を実施していくことで、独占禁止法・社内ルール・手続き等に対する実務的な理解の向上を図り、モニタリングの実施を通じて遵守を徹底していきます。

下請法違反の防止

ムラタでは、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）を遵守するために、購買要求に関わる全従業員に対して、eラーニングなどでの継続した教育を実施しています。また、購買要求部門や発注部門に対する定期的な監査・診断や調達業務一連を管理する「調達システム」によって、下請法違反に牽制がかかる体制を整備しています。

贈収賄防止

ムラタでは、贈収賄防止のためベーシックポリシーに定める方針に基づいて、贈答・接待などに関するルールを定め、不正な利益を得るための違法な便益の提供および受領、またファシリテーションペイメント^{※2}を行わないように管理しています。

さらに毎年、役員および従業員に対してベーシックポリシーの遵守について、個人ごとにコミットメントを取得しています。また、eラーニングによるトレーニングを定期的に行い、国内外の法令のほか、禁止事項、違反行動のリスクなどの教育を行うとともに、遵守要件の変化に対応しています。

ムラタを取り巻く事業環境は、年々グローバル化が進み、また新規の事業領域も拡大しており、従来以上に透明性の維持が重要になってきています。今後も贈収賄防止のための仕組みを深化させるとともに、その有効性を維持すべく、引き続きコンプライアンス・プログラムを整備、運用していきます。

※1 詳細はこちらをご覧ください。

<https://corporate.murata.com/-/media/corporate/about/csr/management/compliance/compliance-pdf0004.ashx?la=ja-jp&cvid=20220629043258000000>

※2 通関・ビザなどの日常的な行政サービスの手続き円滑化または迅速化のため要求される、公務員等に対する法令に基づかない少額の金銭支払い

公正な商取引に向けたコンプライアンス・プログラムの詳細やインサイダー取引の防止、利益相反行為の防止、安全保障輸出管理はこちらをご覧ください。
<https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/governance/compliance>